

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 論題<br>Title                      | 新型コロナウイルス感染拡大のエンタテインメント分野への影響と支援  |
| 他言語論題<br>Title in other language | The COVID-19 Pandemic and Aid for the Entertainment Sector                    |
| 著者 / 所属<br>Author(s)             | 林 雅樹 (HAYASHI Masaki) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 議会官庁資料調査室主任                     |
| 雑誌名<br>Journal                   | レファレンス (The Reference)  |
| 編集<br>Editor                     | 国立国会図書館 調査及び立法考査局   |
| 発行<br>Publisher                  | 国立国会図書館   |
| 通号<br>Number                     | 840   |
| 刊行日<br>Issue Date                | 2021-1-20   |
| ページ<br>Pages                     | 27-48   |
| ISSN                             | 0034-2912   |
| 本文の言語<br>Language                | 日本語 (Japanese)  |
| 摘要<br>Abstract                   | 新型コロナウイルス感染症の流行により、大きな損失を蒙った我が国の演劇・音楽等のライブ・エンターテインメント分野及び映画館について、状況と支援策を概観する。 |

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# 新型コロナウイルス感染拡大の エンタテインメント分野への影響と支援

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 議会官庁資料調査室主任 林 雅樹

## 目 次

はじめに

### I 興行休止と再開の経過

- 1 自粛要請から緊急事態宣言の終了まで
- 2 緊急事態宣言解除後の状況

### II 損害の状況

- 1 コロナ禍以前のライブ・エンタテインメント産業
- 2 コロナ禍が与えたダメージ—様々な試算—

### III 支援策

- 1 損失の影響と支援を求める声
- 2 行政による支援
- 3 諸外国における支援

おわりに

キーワード：文化行政、文化産業

## 要 旨

- ① 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、人の集まる施設である劇場、音楽堂、映画館は休館を余儀なくされ、多くの興行が中止・延期となった。令和2年2月26日の安倍晋三首相（当時）のイベントの中止等の要請から、興行の自粛が本格化し、令和2年4月上旬の緊急事態宣言の発出により、公演や上映は行われない状態になった。
- ② 緊急事態宣言が解除されると、令和2年5月25日に示されたスケジュールに従って6月から7月にかけてイベント等の収容率・人数制限の段階的な緩和が行われた。このスケジュールでは、最終的には規制のない段階が示されていたが、感染者の増加により、この段階にはいまだに至っていない。9月には、部分的な緩和が行われて、収容率100%での上演・上映が可能になったが、11月末の更なる緩和は見送られた。
- ③ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、エンタテインメント関係の各業界は、ガイドラインを作成した上で公演・上映を再開した。入場時の検温、1席空けた席配置など、感染対策とともに公演や上映が行われている。
- ④ 演劇・音楽公演などのライブ・エンタテインメント産業は、令和元年まで年々活況を呈していたが、コロナ禍による公演の中止・延期、映画館の休館により文化芸術・エンタテインメント分野は大きな損失を被った。令和2年には前年の市場規模の8割が失われると試算されている。
- ⑤ 令和2年度第1次、第2次補正予算により、文化芸術・エンタテインメント分野の活動再開へ向けた支援が行われた。特に、第2次補正予算には、「文化芸術への緊急総合支援パッケージ」として約560億円（一部、スポーツを含む。）が計上された。
- ⑥ 諸外国の支援策として、積極的な支援姿勢が伝えられているドイツ、英国、フランスの施策を取り上げる。これらの国の支援については、その規模もさることながら、フリーランスの人々への手厚さも注目されている。

## はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行（以下「コロナ禍」）により、社会全般が抑制を強いられる中で、エンタテインメント分野も大きな制限を受けざるを得なかった。多くの演劇や音楽の公演が中止・延期となり、映画館も休館した。劇場や映画館が軒並み閉鎖された光景は我々に非常時を実感させたが、劇場、映画館の経営者や公演の主催者、出演者、スタッフ等関係者にとっては、死活問題であり、経済全体に与えた損失も大きかった。

本稿では、演劇・音楽興行等のライブ・エンタテインメント分野及び映画興行について、コロナ禍の与えた影響と、それに対して取られた支援策を概観する。本稿の対象分野は、興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定される興行「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物」（I1（1）参照）からスポーツを除いた文化芸術分野である。また、多くの人が集まるという観点で、コロナ対策や需要喚起策においては、博物館・美術館、スポーツ、遊園地、見本市等とともにイベントの一部として扱われる。

なお、本稿において、年を付していない日付は、全て令和2年である。

## I 興行休止と再開の経過

### 1 自粛要請から緊急事態宣言の終了まで

#### (1) 政府の動き

令和2年の年明け早々、厚生労働省が中国国内での原因不明の肺炎発生について注意喚起<sup>(1)</sup>を行って以来、国内での感染者の発生、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号内の集団感染と、我が国でも新型コロナウイルスの脅威は現実のものとなり、1月28日には、新型コロナウイルス感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の指定感染症に指定された<sup>(2)</sup>。

2月中旬からは、大阪府が主催するイベントの1か月間の中止・延期を決める<sup>(3)</sup>など、自治体のイベントの取りやめが目立つようになってきた<sup>(4)</sup>。やがて天皇誕生日の一般参賀が中止され<sup>(5)</sup>、3月1日開催の東京マラソンも一般選手の出場が取りやめになるなど<sup>(6)</sup>、影響は国民的な行事にまで及んだ。

こうした中で、厚生労働省は2月20日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」）の意見を踏まえ、声明を発表した。これは、多くの人がお互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが感染リスクを高めるとされることから、イベントなどについては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況などを踏まえ、開催の必要性

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和2（2020）年12月15日である。

(1) 「中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について」2020.1.6. 厚生労働省ウェブサイト <[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08767.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08767.html)>

(2) 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）」『官報』号外特第4号，2020.1.28，pp.2-6. 同上 <<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000589748.pdf>>

(3) 「大阪府イベント 1か月中止・延期」『読売新聞』（大阪版）2020.2.19.

(4) 「新型肺炎「5000人の第九」中止」『読売新聞』（都民版）2020.2.17; 「イベント自粛ムード 新型肺炎で中止相次ぐ」『読売新聞』2020.2.20，夕刊.

(5) 「一般参賀も中止へ」『読売新聞』2020.2.17，夕刊.

(6) 「東京マラソン一般参加中止 3万8000人 新型肺炎拡大受け」『東京新聞』2020.2.17，夕刊.

を改めて検討することを求める内容で、政府として一律の自粛を要請するものではなかった<sup>(7)</sup>。

2月26日には、安倍晋三首相（当時）が、多数の人が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、大規模な感染リスクを勘案し、2週間の期間で、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請した<sup>(8)</sup>。3月10日には、同月19日に予定されている専門家会議の判断を待つため、更に10日間程度の自粛が要請されることになった<sup>(9)</sup>。

3月19日に出された専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」は、大規模イベント等について、多くの人が集まることによる集団感染への懸念を述べ、主催者に対して、リスクを判断して慎重に対応することを求めた。その上で、「主催者がどうしても、開催する必要があると判断する際には」、感染予防対策の徹底、3密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避などを十分注意して行うことを求め、リスクに対応できない場合やその時点での流行状況によっては急な中止・延期も必要としている<sup>(10)</sup>。その後の感染者増を受け、3月下旬には、都道府県知事による、週末の外出や他都道府県への往來の自粛要請が相次ぐようになった<sup>(11)</sup>。

これらの動きに先立ち、3月13日には新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）が改正され（令和2年法律第4号）、新型コロナウイルス感染症にも適用されるようになった。この法律の第45条第2項により、緊急事態宣言が発出された場合には、都道府県知事は、学校、社会福祉施設、興行場等に対して、施設の使用制限、催しの開催制限等を要請することができることになり、自粛要請に法的な根拠が与えられた。特措法でいう「興行場」とは、興行場法第1条第1項に規定されている「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設」である。

特措法に基づく緊急事態宣言は、4月7日に7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）を対象に発出され<sup>(12)</sup>、4月16日には適用範囲が全国に拡大された<sup>(13)</sup>。その後、期間の延長を経て、最終的に全ての地域が解除されたのは5月25日であった<sup>(14)</sup>。

## (2) ライブ・エンタテインメント界の対応

2月に入ると、多くの人が集まるイベントの危険性が意識されるようになり、アイドルグループの握手会や劇場でのファンサービスなど接触型のイベントの延期・中止が目立つようになっていた<sup>(15)</sup>。

(7) 「加藤大臣会見概要（新型コロナウイルス感染症について）」2020.2.20. 厚生労働省ウェブサイト <[https://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000194708\\_00212.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000194708_00212.html)>

(8) 「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」同上 <[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00002.html)> の「令和2年2月26日（安倍総理）」の項。

(9) 「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」同上（「令和2年3月10日（安倍総理）」の項）

(10) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」2020.3.19, pp.16-17. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>>; 「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」前掲注(8)（「令和2年3月20日（安倍総理）」の項）

(11) 「新型コロナ 都、週末外出自粛を要請」『読売新聞』2020.3.26; 「「自粛地域との往來を控えて」全国知事会宣言」『読売新聞』（大阪版）2020.4.3.

(12) 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」2020.4.7. 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ウェブサイト <[https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitai\\_sengen\\_0407.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitai_sengen_0407.pdf)>

(13) 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更」2020.4.16. 同上 <[https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitai\\_sengen\\_gaiyou0416.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitai_sengen_gaiyou0416.pdf)>

(14) 「新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言」2020.5.25. 同上 <[https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen\\_gaiyou0525.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_gaiyou0525.pdf)>

(15) 「宝塚出演者とのハイタッチ中止」『読売新聞』（大阪版）2020.2.8; 「AKB48「サステナブル」劇場盤発売記念大握手会 開催延期のお詫びとお知らせ」2020.1.30. AKB48 ウェブサイト <<https://www.akb48.co.jp/news/detailpage/39863215>>

2月26日の自粛要請に強制力はなかったが、3月10日頃までの公演を中心に、音楽・演劇分野では公演の中止・延期が相次ぎ<sup>(16)</sup>、2月26日当日の夜公演が中止になるなどの混乱も見られた<sup>(17)</sup>。3月10日の自粛延長の要請により、この状態は継続し、10日以前に再開された演劇公演もあったが、再度中止になっている<sup>(18)</sup>。3月20日から22日までの3連休には一時的に演劇公演を再開する動きがあった<sup>(19)</sup>が、緊急事態宣言が発出されてからは、演劇・音楽の公演は行われない状態が、宣言解除後まで続いた。

緊急事態宣言の発出までの自粛期間に行われた公演では、感染を危惧する客のためにチケットの払戻しに応じる例が多かった<sup>(20)</sup>。感染防止対策としては、検温やマスク着用のほか、客席数を減らす試みも行われた<sup>(21)</sup>。

また、ファンへの発信ツールとしてネットが活用され始めた。無観客で公演を行いその動画を配信するほか、過去の公演などの映像資産の配信も行われた<sup>(22)</sup>。緊急事態宣言発出後は、無観客であっても、劇場やコンサート会場などの施設に出演者やスタッフが集まっての上演はできなくなったが、そういう状況の中でも、ウェブ会議アプリなどを使った演劇や演奏会の配信が行われた<sup>(23)</sup>。これらの試みは、緊急事態宣言解除後の、上演の工夫につながっている。

### (3) 映画館の動き

映画界では新作の封切り延期が相次いだ。映画館は緊急事態宣言発出により一斉休館することになるが、それ以前の自粛要請に対する対応は様々であった。

名画座などでは、2月末から休館を決めたところもあった<sup>(24)</sup>。その一方で、営業を続ける映画館も多かったが、同じシネコンチェーンの中でも感染者がまとまって確認された地域に近い劇場のみが休館する例も見られた<sup>(25)</sup>。3月末の週末に外出自粛要請が出された地域では、映画館も休館し、週明けからも上映時間を短縮して営業を行っていたようである<sup>(26)</sup>。

映画館の中でも、特に資金力の弱いミニシアターと呼ばれる、大手とは違った多様な作品を上映する小規模映画館では、休館による影響は深刻であった<sup>(27)</sup>。ミニシアターの苦境には、支援の声が上がり、署名活動やクラウド・ファンディングが行われた<sup>(28)</sup>。映画のネット配信により急場をしのぐ動きもあった<sup>(29)</sup>。

(16) 「イベント2週間自粛要請」『朝日新聞』2020.2.27.

(17) 「イベント自粛 混乱 落胆」『朝日新聞』2020.2.27.

(18) 「劇場 自粛延長要請に困惑」『朝日新聞』2020.3.12, 夕刊.

(19) 「消えかける 劇場の灯」『朝日新聞』2020.3.27; 東宝株式会社演劇部「3月20日(金・祝)以降の演劇公演の再開について」2020.3.18. <[https://www.tohostage.com/info20200318.html?\\_ga=2.207619542.516217412.1596610640-45165664.1596610640](https://www.tohostage.com/info20200318.html?_ga=2.207619542.516217412.1596610640-45165664.1596610640)>

(20) 「創作活動 問われる持続性 新型コロナで公演中止打撃」『日本経済新聞』2020.3.3; 同上

(21) 「責任と不安と 公演めぐる葛藤」『朝日新聞』2020.3.5, 夕刊; 「消毒・客席減…劇団が模索」『朝日新聞』2020.3.19, 夕刊.

(22) 「無観客でもファンと一体」『中日新聞』2020.3.26; 「苦境の舞台 ネットに活路」『読売新聞』(大阪版)2020.3.27, 夕刊.

(23) 「演劇も音楽も テレワークで届ける」『朝日新聞』2020.4.16, 夕刊; 「リモート劇団 初の長編」『読売新聞』2020.6.2, 夕刊.

(24) 「6/1(月)より営業再開のお知らせ(5/30現在)」2020.5.30. 早稲田松竹ウェブサイト <<http://wasedashochiku.co.jp/archives/3757>>; 「新型コロナ 休館、延期相次ぐ」『読売新聞』2020.3.13, 夕刊.

(25) 「新型コロナ 休館、延期相次ぐ」同上

(26) 「百貨店や映画館 週末休業相次ぐ」『読売新聞』2020.3.27.

(27) 「ミニシアター ネットに活路 休業の賃料負担重く」『日本経済新聞』2020.4.28.

(28) 藤井克郎「コロナ禍で青息吐息…がんばれミニシアター！一広がる支援の輪 緊急レポート」『週刊朝日』125(38), 2020.7.17, pp.32-35; 「ミニシアター・エイド基金 クラウドファンディング終了 お知らせとご報告」ミニシアター・エイド基金ウェブサイト <<https://minitheater-aid.org/pdf/report2.pdf>>

## 2 緊急事態宣言解除後の状況

### (1) 政府による制限緩和の動き

緊急事態宣言解除に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改定され、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくことが示された<sup>(30)</sup>。これを受けて、5月25日に示されたスケジュール（表1）に従って、6月から7月にかけてイベント等の開催制限の段階的な緩和が行われた<sup>(31)</sup>。

表1 イベント等開催制限緩和のスケジュール

|                 |    | 収容率              | 人数上限   |
|-----------------|----|------------------|--------|
| 移行期間①<br>5月25日～ | 屋内 | 50%以内            | 100人   |
|                 | 屋外 | 十分な間隔（できれば2メートル） | 200人   |
| 移行期間②<br>6月19日～ | 屋内 | 50%以内            | 1,000人 |
|                 | 屋外 | 十分な間隔（できれば2メートル） | 1,000人 |
| 移行期間③<br>7月10日～ | 屋内 | 50%以内            | 5,000人 |
|                 | 屋外 | 十分な間隔（できれば2メートル） | 5,000人 |
| 移行期間後<br>8月1日以降 | 屋内 | 50%以内            | なし     |
|                 | 屋外 | 十分な間隔（できれば2メートル） | なし     |

（注）収容率と人数上限は、いずれか小さい方を限度とする。

（出典）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長「移行期間における都道府県の対応について」2020.5.25、別紙。<[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_0525.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf)> を基に筆者作成。

コンサート等については、移行期間①及び②では、「密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意」、移行期間③以降は、「密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応」とされている。また、野外フェスティバルは、全国的・広域的なものは7月31日までは自粛し、8月1日以降は、できれば2メートルの十分な間隔を開けて開催するものとされていた。さらに、感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請するとされた<sup>(32)</sup>。

感染状況等に変化が見られる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知するとされているが、実際に新型コロナウイルス感染者数が増加したため、8月1日以降も人数制限の撤廃は行われず、移行期間③の状態が継続されることになった<sup>(33)</sup>。8月24日には9月末までの再延長が決定され<sup>(34)</sup>、制限が緩和されたのは、9月19日のことであった（I2（4）参照）。

(29) 「ミニシアターネットに活路 休業の賃料負担重く」前掲注(27)

(30) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ウェブサイト <[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_0525.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0525.pdf)>

(31) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長「移行期間における都道府県の対応について」2020.5.25。<[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_0525.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf)>

(32) 同上、別紙。

(33) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長「8月1日以降における催物の開催制限等について」2020.7.23。<[https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen\\_0724.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0724.pdf)>

(34) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長「9月1日以降における催物の開催制限等について」2020.8.24。<[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku\\_0824.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_0824.pdf)>

## (2) 各種のガイドライン

5月25日に示されたスケジュール(表1)は、当然ながらイベント開催時に感染予防対策が行われることを前提としたものである。それは具体的には次のように記述されている<sup>(35)</sup>。

「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策(行動管理含む。)の呼びかけ。

「業種別ガイドライン」とは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」<sup>(36)</sup>を踏まえ、専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」<sup>(37)</sup>において示されたガイドライン作成の求めに応じ、各種業界団体が作成するもので、その一覧は内閣官房のウェブサイトで見ることができる<sup>(38)</sup>。このうち、本稿の対象分野に関連するものは「劇場、観覧場、映画館、演芸場」の8つのガイドラインと、「遊興施設」の中のライブハウスのガイドラインである。

表2 エンタテインメント分野の業種別ガイドライン一覧

| 団体名                                      | 担当省庁           | ガイドライン名                                 |
|--|----------------|---|
| 全国公立文化施設協会                               | 文部科学省          | 劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン        |
| クラシック音楽公演運営推進協議会                         | 文部科学省          | クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン      |
| 緊急事態舞台芸術ネットワーク                           | 文部科学省          | 舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン         |
| 全日本合唱連盟                                  | 文部科学省          | 合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン         |
| 全国興行生活衛生同業組合連合会                          | 厚生労働省          | 映画館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン            |
|  |                | 演芸場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン            |
| コンサートプロモーターズ協会<br>日本音楽事業者協会<br>日本音楽制作者連盟 | 経済産業省<br>文部科学省 | 音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(無観客公演) |
|  |                | 音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(有観客公演) |
| ライブハウスコミッション<br>日本ライブハウス協会<br>日本音楽会場協会   | 厚生労働省          | ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン         |

(出典)「業種別ガイドライン」2020.11.20. 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ウェブサイト <<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>> を基に筆者作成。

これらのガイドラインでは、基本的な考え方として、会場の管理・運営に従事する者、公演を鑑賞するために会場に来場する者、出演者及び公演の開催に携わるスタッフ(公演関係者)の三者への感染拡大を防止するため、密閉空間(換気の悪い場所)、密集場所(多数が集まる

<sup>(35)</sup> 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 前掲注(31), 別紙。

<sup>(36)</sup> 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」前掲注(30)

<sup>(37)</sup> 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」2020.5.11 一部訂正。厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000629000.pdf>>

<sup>(38)</sup> 「業種別ガイドライン」2020.11.20. 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ウェブサイト <<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>>

密集場所)、密接場面(間近で会話や発声が行われる)という三つの条件を避けるとされている。その上で、施設の各所、公演のプロセス、公演関係者及び来場者(観客)について、詳細な措置が示されている。消毒液の設置、手洗い・手指消毒の励行、換気などの基本的な措置のほか、に特徴的な措置として以下のようなものがある。なお、ここに挙げる措置等は、演劇、コンサートのガイドラインから抽出したものであるが、各種法令等により一定の空調設備の整備が義務付けられて強制的な機械換気が可能であり、上映中は対面による会話等が原則想定されない映画館<sup>(39)</sup>については、当てはまらないものもある。

① 施設に関するもの

不特定多数が触れやすい場所の消毒

会場入口、チケット窓口、ロビー等での密集回避(行列の間隔、時間差入場など)

感染予防できる席配置(前後左右を開けるなど)、舞台と最前列の十分な距離

チケット窓口・物販など売場の対策(アクリル板設置、キャッシュレス決済の推奨など)

② 公演のプロセスに関するもの

入場時のチケット確認(もぎり)の簡略化、開場・休憩時間の延長

来場者と接触するような演出(声援の惹起、ハイタッチ等)やスタンディング鑑賞(音楽コンサートの場合)の抑制

規制退場の実施

③ 公演関係者に関するもの

37.5℃以上の発熱などの症状がある場合及び濃厚接触の場合の自宅待機

仕込み・リハーサル・撤去等における密な空間の防止

④ 来場者(観客)に関するもの

出待ち・入待ちの抑制、会話の抑制、マスク着用

連絡先の把握

接触確認アプリを活用する場合は、事前の周知

これに基づき、各劇場、コンサート会場、映画館において、感染対策が実施されている。来場者は、マスク着用、入口での検温、自分の手でのチケットの半券分離(もぎり)、連絡先の登録、前後左右の空席といった新しい方式に遭遇することになり、歌舞伎の掛け声やコンサートでの声援なども控えることを求められるようになった<sup>(40)</sup>。

### (3) 再開後の動き

#### (i) 演劇

5月25日に緊急事態宣言が全都道府県で解除となり、6月1日には東京都でも休業要請が大

(39) 全国興行生活衛生同業組合連合会「映画館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」p.3.  
<[https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0919-1\\_COVID-19\\_guideline.pdf](https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0919-1_COVID-19_guideline.pdf)>

(40) 「新国立劇場における新型コロナウイルス感染拡大予防への取り組みと主催公演ご来場の皆様へのお願い」2020.11.13. 新国立劇場ウェブサイト <[https://www.nntf.jac.go.jp/release/detail/23\\_017576.html](https://www.nntf.jac.go.jp/release/detail/23_017576.html)>; 「サントリーホールにおける新型コロナウイルス感染症対策およびご来場される皆さまへのお願い」2020.9.18. サントリーホールウェブサイト <[https://www.suntory.co.jp/suntoryhall/news\\_topics/detail/066412.html](https://www.suntory.co.jp/suntoryhall/news_topics/detail/066412.html)>; 「歌舞伎座公演再開ならびに新型コロナウイルス感染拡大防止および感染予防対策について」2020.11.25. 歌舞伎美人ウェブサイト <<https://www.kabuki-bitto.jp/news/6137/>>

幅に緩和された。劇場等も再開できることになったが、しばらくは観客を入れての公演は行われず、まず無観客のひとり芝居のオンライン配信が行われたりした<sup>(41)</sup>。観客を入れての公演が本格的に行われるようになったのは、7月になってからである<sup>(42)</sup>。

各劇場の公演は、収容率 50% 以下という制限に基づき、半分の席数で行われ、前後左右を空けた席配置（全指定席）となった<sup>(43)</sup>。一旦通常の席数で売ったチケットを払い戻して、新配置の席で売り直したケースもあった<sup>(44)</sup>。舞台上での感染防止策として、出演者同士が距離を取る演出<sup>(45)</sup>、出演者のマスク、フェイスガード等着用、舞台と客席の間のビニール仕切りなどの例も見られた<sup>(46)</sup>。

そうした中、新宿の小劇場でのクラスターの発生が大きく報道された<sup>(47)</sup>が、このほか出演者やスタッフの感染により公演が中止になる例も多く、新型コロナウイルスの脅威の中での上演が続いている<sup>(48)</sup>。

## (ii) 音楽

音楽公演についても、検温、席間など基本的な感染対策は、演劇と共通している。

クラシック音楽の分野では6月中旬には、観客を入れての公演が行われているが、ステージ上でも奏者同士は1.5メートル以上離れてマスクを着用し、マスク着用ができない管楽器奏者は、前にアクリル板を立てて飛沫感染への対策を講じた<sup>(49)</sup>。飛沫の飛散の可能性がより懸念される合唱の再開は7月になった<sup>(50)</sup>。

クラシック音楽公演運営推進協議会のガイドラインでは、楽器のみの演奏、声楽、オペラの3形態に分けて、例えば、「指揮者は演奏者との距離を2m以上確保する」、「トランペット・トロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも1.5m（可能な限り2m）を確保する」といった個別の対策も示されている<sup>(51)</sup>。

観客が立ち上がって声援を送ることが想定されるポップスのコンサートでは、常時着席し、声援は控えるという形での開催が行われた<sup>(52)</sup>。また、曲目も大勢でのダンスを避けてソロでのバラード曲にするというような工夫も見られた<sup>(53)</sup>。

(41) 「配信で動き出す劇場」『読売新聞』2020.6.9, 夕刊。

(42) 「マスクやシート 演出に活用」『読売新聞』2020.7.28, 夕刊。

(43) 「「観客 50% 以内」エンタメ苦悩」『読売新聞』2020.7.2; 「座席表」新国立劇場ウェブサイト <[https://www.nmtt.jac.go.jp/play/richard2\\_seat.pdf](https://www.nmtt.jac.go.jp/play/richard2_seat.pdf)>

(44) 「PARCO 劇場オープニング・シリーズ「大地」チケット払い戻しのご案内」2020.5.27. PARCO STAGE ウェブサイト <<https://stage.parco.jp/blog/detail/2326>>

(45) 「「3密」避ける舞台への挑戦」『日本経済新聞』2020.7.11。

(46) 「演劇界 続くコロナとの闘い」『朝日新聞』2020.7.30, 夕刊。

(47) 「劇場再開 リスク露呈」『日本経済新聞』2020.7.15; 「演劇界 続く試練 延期や中止 他劇場も」『読売新聞』2020.7.22, 夕刊。

(48) 「演劇界続くコロナとの闘い」前掲注(46)

(49) 「待ち望んだ演奏会 京都フィル 3か月ぶり」『読売新聞』（大阪版）2020.6.13, 夕刊。

(50) 「新型コロナ 合唱再開、あの手この手 間隔確保、マウスシールド 飛沫防ぎつつ関西2ホール」『毎日新聞』（大阪版）2020.8.19, 夕刊。

(51) クラシック音楽公演運営推進協議会「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（2020.6.11 策定、2020.9.18 改定）日本オーケストラ連盟ウェブサイト <<https://www.orchestra.or.jp/information/uploads/6eac790a2471a98fc7e696ecf298c5fc20652ff7.pdf>>

(52) 「ハロプロ、ソロ & バラード公演企画発表 観客はマスク着用、常時着席、声援控え…」2020.6.15. オリコンウェブサイト <<https://www.oricon.co.jp/news/2164614/full/>>

(53) 「ライブが変わる 感染防止へバラード／車で鑑賞」『日本経済新聞』2020.8.29, 夕刊。

### (iii) 映画

通常演劇や音楽公演のようにパフォーマンスを伴わない映画館は、上映中は対面による会話等が原則想定されない<sup>(54)</sup>が、左右を1席空けて上映が行われた。当初は、旧作の再上映等が行われていたが<sup>(55)</sup>、すぐに新作の封切りも行われるようになった。入口での検温等のほか、客席の入替時間を長めにして、座席の消毒を行うといった感染対策も行われている<sup>(56)</sup>。

### (4) 制限緩和後の動き

9月11日に政府は、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見を踏まえ、9月19日から11月末までの措置としてイベント開催制限の緩和を行った。その結果、制限の内容は以下のようなものになった<sup>(57)</sup>。

- ① 収容率：大声での歓声、声援等がないことを前提とし得るもの（クラシックコンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、映画館、美術館等）は、100%以内、大声での歓声・声援等が想定されるもの（ロック・ポップスコンサート、ライブハウス、スポーツイベント等）は、50%以内。
- ② 人数上限：一律5,000人から、定員1万人以下の会場では最大5,000人、定員1万人超の会場では、収容人数の50%。

これにより、劇場や映画館では、全席使用が可能になり、大規模な会場、例えば東京ドームなら約2万人の観客を入場させることが可能になった。これを受けて、演劇等では空席の追加販売が行われた<sup>(58)</sup>。

収容率の緩和により、観客は公演や映画を鑑賞しやすくなったが、その一方、6月以降の3か月余り前後左右を空けて席を販売する状態が続いたため、高齢者を中心に隣席に人のいる状態に不安を感じる人もいると考えられ、席を空けた状態を継続する劇場や映画館もある<sup>(59)</sup>。また、客席での食事を許容する場合は収容率50%とされた<sup>(60)</sup>ために、歌舞伎劇場、映画館等では、収容率50%を継続するところもあった<sup>(61)</sup>（12月1日からは、飲食時以外のマスク着用を条件に、満席での上映中の食事が可能になった<sup>(62)</sup>）。

11月12日には、感染者の増加傾向を受けて、大規模イベントの開催制限が当面令和3年2

<sup>(54)</sup> 全国興行生活衛生同業組合連合会 前掲注<sup>(39)</sup>

<sup>(55)</sup> 「映画館 そろり再開」『朝日新聞』2020.5.22, 夕刊。

<sup>(56)</sup> 「都内の映画館再開 新作公開も」『朝日新聞』2020.6.5, 夕刊。

<sup>(57)</sup> 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長「11月末までの催物の開催制限等について」2020.9.11, 別紙1. <[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku\\_20200911.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_20200911.pdf)>

<sup>(58)</sup> 「収容率緩和に伴うチケット追加販売及び11月以降の公演の座席について」2020.9.23. 新国立劇場ウェブサイト <[https://www.nntt.jac.go.jp/release/detail/23\\_018487.html](https://www.nntt.jac.go.jp/release/detail/23_018487.html)>

<sup>(59)</sup> 「人数緩和 悩む映画館」『中国新聞』2020.9.19; 「千客万来 恐る恐る」『朝日新聞』2020.9.20.

<sup>(60)</sup> 「イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 前掲注<sup>(57)</sup>, 別紙2）

<sup>(61)</sup> 「観客収容100% 厳しい条件 劇場 食事販売なら50%」『毎日新聞』2020.9.29; 「東宝、映画館全席稼働、「鬼滅」で復活探る、16～18日、「食事なしでも採算」『日本経済新聞』2020.10.13.

<sup>(62)</sup> 「今後のイベント開催制限のあり方について」（新型コロナウイルス感染症対策分科会（第15回）資料7）2020.11.12, p.10. 内閣官房ウェブサイト <<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/corona15.pdf>>; 「満員・食事が映画館が歓迎」『京都新聞』2020.11.13.

月まで延長されることになった<sup>(63)</sup>。その一方で、スポーツの分野では、オリンピック・パラリンピック開催を視野に入れて、1万人以上の会場に制限を超える観客を入れての試合が実験的に行われている<sup>(64)</sup>。

## II 損害の状況

### 1 コロナ禍以前のライブ・エンタテインメント産業

自粛期間中には多くの公演が中止・延期となったが、緊急事態宣言解除後の夏の公演も準備期間が確保できないなどの理由で中止・延期になる例が目立った<sup>(65)</sup>。これら公演の中止・延期により、ライブ・エンタテインメント産業は大きな損害を被ったと見られ、その規模については様々な試算が行われている。その前に、コロナ禍が生じる以前の状況を見てみよう。

ぴあ総研は、ライブ・エンタテインメント市場規模を「音楽コンサートとステージでの、パフォーマンスイベントのチケット推計販売額合計」と定義し<sup>(66)</sup>、毎年推計を行っている。ライブ・エンタテインメント市場規模は、平成30年に5862億円（前年比13.8%増）となり、統計が開始された平成12年以降の最高記録を2年連続で更新した<sup>(67)</sup>のに続き、令和元年にはついに6000億円を突破し6295億円（前年比7.4%増）となった（表3）。内訳を見ると、音楽市場の4240億円（前年比9.4%増）には収容人数4万人規模以上の大規模会場での公演回数増が、ステージ市場の2058億円（前年比3.6%増）には、新開場した劇場も含めて収容人数1,000～2,000人規模の会場での公演回数増が寄与している<sup>(68)</sup>。

### 2 コロナ禍が与えたダメージ—様々な試算—

上記のような活況は、コロナ禍によって一挙にしぼんでしまった。令和2年のライブ・エンタテインメント市場規模は、10月25日時点で1306億円と試算され、令和元年の市場規模の8割が消失すると予測されている。2月以降、数多くの公演が開催中止や延期となり、緊急事態宣言解除後も、イベント開催における収容人数や収容率の制限が段階的に緩和されてきたが、いまだ大規模イベントへの規制は継続されており、市場の回復は緩慢であると見られている<sup>(69)</sup>。

(63) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」2020.11.12. <[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku\\_20201112.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_20201112.pdf)>

(64) 「入場制限緩和へ実証実験 ハマスタ 8割想定 感染対策徹底」『読売新聞』2020.10.31; 「東京ドーム入場緩和 観客感染防げハイテク駆使」『読売新聞』2020.11.8.

(65) 「公演中止・延期 5月以降も続々」『朝日新聞』2020.4.16, 夕刊.

(66) 「2019年ライブエンタメ市場は6,000億円を突破し過去最高を記録するも、コロナ禍の影響は甚大と試算／ぴあ総研が2019年調査結果（確定値）を公表」2020.9.18. ぴあウェブサイト <[https://corporate.pia.jp/news/detail\\_live\\_enta\\_20200918.html](https://corporate.pia.jp/news/detail_live_enta_20200918.html)>

(67) 「2018年のライブ・エンタテインメント市場」同上 <[https://corporate.pia.jp/news/files/PIAsoken\\_2019summary.pdf](https://corporate.pia.jp/news/files/PIAsoken_2019summary.pdf)>

(68) 「2019年ライブエンタメ市場は6,000億円を突破し過去最高を記録するも、コロナ禍の影響は甚大と試算／ぴあ総研が2019年調査結果（確定値）を公表」前掲注(66)

(69) 「2020年のライブ・エンタテインメント市場は、対前年約8割減に。ぴあ総研が試算値を下方修正」2020.10.27. ぴあウェブサイト <[https://corporate.pia.jp/news/detail\\_live\\_enta\\_20201027.html](https://corporate.pia.jp/news/detail_live_enta_20201027.html)>

表3 ライブ・エンタテインメント産業の市場規模 (億円)

|      | 2010  | 2011  | 2012  | 2013  | 2014  | 2015  | 2016  | 2017  | 2018  | 2019  | 2020  |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ステージ | 1,559 | 1,427 | 1,419 | 1,371 | 1,540 | 1,714 | 1,643 | 1,685 | 1,987 | 2,058 | 592   |
| 音楽   | 1,600 | 1,634 | 1,916 | 2,471 | 2,721 | 3,405 | 3,372 | 3,466 | 3,875 | 4,237 | 714   |
| 計    | 3,159 | 3,061 | 3,334 | 3,842 | 4,260 | 5,119 | 5,015 | 5,151 | 5,862 | 6,295 | 1,306 |

(注) 2019年は速報値、2020年は予測値。

(出典) 「2020年のライブ・エンタテインメント市場は、対前年約8割減に。ぴあ総研が試算値を下方修正」 2020.10.27.ぴあウェブサイト <[https://corporate.pia.jp/news/detail\\_live\\_enta\\_20201027.html](https://corporate.pia.jp/news/detail_live_enta_20201027.html)> を基に筆者作成。

年間統計とは別に、ぴあ総研ではスポーツ分野も含めた興行・試合・イベント（国内で開催され、入場料が必要な、音楽コンサート・演劇・ミュージカル・スポーツ・その他のイベント）について、既に発生した損害に今後追加で見込まれるものを加えた、令和2（2020）年2月から令和3（2021）年1月までの1年間の具体的な損害の推計を5月29日に公表している（表4）。これは、3月24日に首相官邸で行われた「第5回新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリング」で発表された数値を更新したものである。

表4 新型コロナウイルスによる興行・試合・イベントの中止延期等による影響

|                             | 令和2年2～3月 | 令和2年4～5月 | 令和2年6月～<br>令和3年1月（予測） | 合計（令和2年2月～<br>令和3年1月） |
|-----------------------------|----------|----------|-----------------------|-----------------------|
| 売上げがゼロもしくは減少した公演・試合の総数      | 85,000本  | 113,000本 | 234,000本              | 432,000本              |
| 入場できなくなった観客総数（延べ）           | 5600万人   | 6500万人   | 1億800万人               | 2億2900万人              |
| 売上げがゼロもしくは減少した公演・試合の入場料金の総額 | 1670億円   | 1945億円   | 3200億円                | 6900億円                |
| 年間市場規模9000億円に対する消失割合        | 19%      | 22%      | 36%                   | 累計77%                 |

(出典) 「新型コロナウイルスによるライブ・エンタテインメント業界へのダメージについて」 2020.5.ぴあウェブサイト <[https://corporate.pia.jp/news/files/%E3%81%B4%E3%81%82\\_%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%A8%98%E8%80%85%E3%82%AF%E3%83%A9%E3%83%96%E4%BC%9A%E8%A6%8B%E8%B3%87%E6%96%9920200529.pdf](https://corporate.pia.jp/news/files/%E3%81%B4%E3%81%82_%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%A8%98%E8%80%85%E3%82%AF%E3%83%A9%E3%83%96%E4%BC%9A%E8%A6%8B%E8%B3%87%E6%96%9920200529.pdf)> を基に筆者作成。

また、日本政策投資銀行は、3月から5月に中止・延期となった音楽・スポーツ・お祭などのイベントについて、直接の損失のほか、産業連関表を用いて、飲食・小売・宿泊など「経済損失額（仮に開催されていれば発生していたであろう経済波及効果）」を、全体で約3兆円と推計している。音楽イベント、文化イベント（演劇、ミュージカル）について見ると、中止・延期が12,705本で、直接の損失が4822億円、経済損失額は9048億円となっている<sup>(70)</sup>。

このほかにも、対象分野を限定した様々な試算が、各種エンタテインメント関連団体により行われている。

(70) 日本政策投資銀行・日本経済研究所「新型コロナウイルス感染拡大によるイベント等自粛の経済的影響について～3-5月の全国での経済損失3兆円と推計～」 2020.6.25. <<https://www.dbj.jp/upload/investigate/docs/150bfb2cdd75287200bd7abd2f73b312.pdf>>

- ① 全国公立文化施設協会は、会員である全国の公立の劇場・ホール等を対象に、公演や貸館を中止した影響について調査を行い、3月16日に発表した。それによると、公共の施設での主催公演の92.3%が中止や縮小若しくは延期となり、未収となるチケット額は、50万円未満が49.9%、100万円未満が10.7%、200万円未満が12.8%、300万円未満が3.8%、500万円以上も6.1%あり、オペラ公演ではチケット代約6千万円が未収となっているケースもあった。また、貸館公演では、92.5%がキャンセルとなった。指定管理施設は、設置自治体からの運営費と会場利用料金収入により管理運営されており、施設の利用料金は平常時にはキャンセルに対して返金はしないが、今回は76.4%が利用者（公演の主催者）へ全額返還、4.8%が一部返還されている。それに対して設置自治体からの補填なしが42.5%、補填ありは一部補填を含めても僅かに13%（44.5%は未定）と、指定管理者側の負担が大半となっている<sup>(71)</sup>。
- ② 音楽関連5団体（コンサートプロモーターズ協会、日本音楽事業者協会、日本音楽制作者連盟、日本2.5次元ミュージカル協会、コンピュータ・チケットング協議会）は、3月17日に「新型コロナウイルスからライブ・エンタテインメントを守る超党派議員の会」に支援を求める要望書を提出しており、その中で、2月26日以降の中止・延期公演数は1,550本、損害推計額は約450億円としている<sup>(72)</sup>。同時期の3月16日には、日本クラシック音楽事業協会もクラシック音楽公演について、740超の公演の中止により、24億円の損害が生じたとしている<sup>(73)</sup>。
- ③ 芸能、音楽、映画等22団体で構成される文化芸術推進フォーラムの集計では、3月17日の時点で、コンサートや演劇等5,678件が中止・延期となり、チケット代の払戻しなどの損失額が522億円となっている<sup>(74)</sup>。
- ④ 危機的な状況を受けて、演劇の主催団体やスタッフ会社などが集まって設立された「緊急事態舞台芸術ネットワーク」も、4月10日以前に中止・延期を決定した5月末までの公演を対象に、数万人から数十万人を動員する規模の公演の中止・延期が想定される団体にアンケート調査を行い、5月14日に結果を公表している。回答した主催団体16社のうち、損失額が10億円以上に上ったところが5社あり、6社が事業継続が困難か大幅縮小不可避と回答した<sup>(75)</sup>。
- ⑤ また、フェスティバル形式（同時時間帯に複数アーティストが出演する形式）の音楽ポップスイベント（いわゆるフェス）も、近年着実に市場規模を拡大し、令和元年のチケット売上げは330億円（前年比12.1%増）、動員数も295万人（前年比8.5%増）に達していたが、令和2年には、令和元年の1割程度に落ち込むと見られている<sup>(76)</sup>。
- ⑥ コロナ禍の影響は、著作権料の動きにも現れている。日本音楽著作権協会（JASRAC）が集計した令和2年度上半期の上演・演奏会等の著作権料徴収実績を見ると、前年同期比33.3%にとどまっている<sup>(77)</sup>。

(71) 全国公立文化施設協会【「新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響：調査」報告】2020.3.16. <[https://www.zenko-ubun.jp/info/2020/pdf/0316covid\\_19.pdf?02](https://www.zenko-ubun.jp/info/2020/pdf/0316covid_19.pdf?02)>

(72) コン서트プロモーターズ協会ほか「「新型コロナウイルスからライブ・エンタテインメントを守る会」へ要望書を提出」2020.4.1. <[https://www.acpc.or.jp/pdf/COVID-19/20200317\\_long.pdf](https://www.acpc.or.jp/pdf/COVID-19/20200317_long.pdf)>

(73) 日本クラシック音楽事業協会「「文化イベント等の中止・延期などの対応要請」に関する要望書」2020.3.16. <<https://www.classic.or.jp/2020/03/blog-post.html>>

(74) 「公演中止、損失522億円—コンサートや演劇—」『共同通信』2020.4.9.

(75) 緊急事態舞台芸術ネットワーク「演劇界における緊急アンケート調査結果報告」2020.5.14. <<http://jpasn.net/pressrelease/PR200514.pdf>>

(76) 「音楽フェス市場、前年比12.1%増の330億円に伸長するも、2020年は9割近く消失する見込み／ぴあ総研公表」2020.7.30.ぴあウェブサイト <[https://corporate.pia.jp/news/detail\\_live\\_enta20200730\\_fes.html](https://corporate.pia.jp/news/detail_live_enta20200730_fes.html)>

映画界も、令和元年の大手配給会社の興行収入 2611 億 8000 万円、入場者数 1 億 9491 万人<sup>(78)</sup>は、ともに過去最高と言われ<sup>(79)</sup>、ライブ・エンタテインメント市場と同じく活況を呈していたところに打撃を受けた。映画館が休館していた 2 か月間の大手配給会社の興行収入は、前年同月比で 4 月は 96.3% 減、5 月は 98.9% 減<sup>(80)</sup>となった。年の後半にはヒット作も生まれたが、令和 2 年の映画興行収入は 11 月末時点で 1100 億円以下にとどまり、12 月分を加えても、統計が発表され始めた平成 12 年以降で最低となることが確実になっている<sup>(81)</sup>。

### Ⅲ 支援策

#### 1 損失の影響と支援を求める声

前項で見たように、ライブ・エンタテインメント分野は、巨額の損失を被った。主催者は入場料収入を失うだけでなく、会場のキャンセル代なども原則負担する必要があり<sup>(82)</sup>、経済的に力の弱い小規模な劇団・楽団などには、存立そのものが危うくなる場所もあると危惧されている<sup>(83)</sup>。

コンサートや演劇が中止・延期になった場合に備えて、興行中止保険がある。これは、イベントが偶然の事由によって中止・延期になった場合に、イベントの準備のために既に支出していた費用や、中止・延期に伴い必要となる臨時費用に対して保険金が支払われる仕組みである<sup>(84)</sup>。しかし、今回のコロナ禍のような未知の感染症による場合は、リスクを保険料率に織り込めておらず、一般に補償は難しいと見られている<sup>(85)</sup>。

ライブハウスでは、2 月に大阪府大阪市での感染発生が報じられて<sup>(86)</sup>以降、「3 密」に該当するとして、早期から営業自粛が求められてきた<sup>(87)</sup>。営業再開が可能になった後も小規模な店では、客同士の距離を置くことも難しく<sup>(88)</sup>、有名店の閉店も伝えられている<sup>(89)</sup>。

フリーランス（個人事業主）の人々の生活への影響も大きい<sup>(90)</sup>。4 月に、フリーランスとして働く俳優・声優や音楽家・演奏家、舞踊家、落語家などの実演家約 3,000 人が回答したアンケー

(77) JASRAC「2020 年度上半期報告書（2020 年 4 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日まで）」<[https://www.jasrac.or.jp/profile/disclose/pdf/2020/2020\\_report\\_02.pdf](https://www.jasrac.or.jp/profile/disclose/pdf/2020/2020_report_02.pdf)>

(78) 「2019 年（令和元年）全国映画概況」日本映画製作者連盟ウェブサイト <<http://www.eiren.org/toukei/>>

(79) 「映画興行収入、最高額に」『日本経済新聞』2020.1.29.

(80) 「4 月の映画収入 前年比 96% 減」『読売新聞』2020.5.19; 「映画興行収入 5 月 98% 減」『読売新聞』（西部本社版）2020.6.18.

(81) 「映画興行収入最低に コロナで休業影響」『読売新聞』2020.12.5.

(82) 「公演中止 文化の灯ピンチ」『読売新聞』（大阪版）2020.3.19, 夕刊.

(83) 「舞台芸術関係者に対する適切な補填を求める要請」2020.3.30. 東京合同法律事務所ウェブサイト <[https://www.tokyo-godo.com/asset/20200407butaigeijutu\\_yosei.pdf](https://www.tokyo-godo.com/asset/20200407butaigeijutu_yosei.pdf)>

(84) 小林利明「イベント主催者のリスクと興行中止保険（前編）」2020.6.29. 骨董通り法律事務所ウェブサイト <<https://www.kottolaw.com/column/200629.html>>

(85) 「損失補償難しく 「影響 3.11 超す」」『日経 MJ』2020.3.4. 個々の保険の内容によっては、補償される場合もあり得る。小林利明「イベント主催者のリスクと興行中止保険（後編）」2020.7.27. 骨董通り法律事務所ウェブサイト <<https://www.kottolaw.com/column/200727.html>>

(86) 「大阪のライブ 集団感染か」『朝日新聞』2020.3.1.

(87) 「コロナ苦境で奮闘するライブハウス 「8 割以上が潰れてしまうのでは」」『SankeiBiz』2020.5.13. <<https://www.sankeibiz.jp/business/news/200513/bsd2005131613006-n1.htm>>

(88) 「ライブハウス 「営業でも赤字」」『朝日新聞』2020.5.28, 夕刊.

(89) 例えば、「下北沢 GARDEN が 10 月で閉店」『音楽ナタリー』2020.9.10. <<https://natalie.mu/music/news/395812>>; 「新型コロナウイルス影響深刻 一部で閉店も ライブハウス 我慢の時 演奏配信で活路模索 休業要請 1 日解除 再開には条件付き」『北海道新聞』2020.5.30, 夕刊.

(90) 「自粛直撃 守られぬフリーランス」『朝日新聞』2020.5.24; 「舞台 待てど踊れぬ 公演中止で収入減 裏方も」『読売新聞』2020.5.2, 夕刊.

ト調査では、回答者の42%が4月は無収入、72%が4月に入って新たな仕事の依頼はないと回答した<sup>(91)</sup>。日本俳優連合が、俳優・声優に対して行ったアンケート調査では、4月7日の時点で、2月以降にキャンセルになった公演の出演料（キャンセル料）について、全ての公演で支払われなかった、あるいは一部支払われない公演があったという回答が96%に達し、フリーランスの立場の弱さが浮き彫りになっている<sup>(92)</sup>。

作品制作にかかわるスタッフにもフリーランスは多く、4月に行われた舞台の制作者に対するアンケート調査でも、回答者1,077人のうち62.1%が、「所属組織なし（個人・フリーランス）」であった。また、「今困っていること・心配なこと」として「収入の低下」（82.2%）、「活動ができないこと」（77.7%）が上位の回答になっている<sup>(93)</sup>。コロナ禍によって、技術系のスタッフ——小規模な会社組織も含めて——の廃業が相次ぐと、長年受け継がれてきた技術が失われることも懸念されていた<sup>(94)</sup>。

このような損失に対しては、補償・支援を求める声が各所から上がった<sup>(95)</sup>。超党派の国会議員による文化芸術振興議員連盟は、文化芸術団体への支援を求める緊急決議を、萩生田光一文部科学大臣に提出し、事業者のほかに、生活が成り立たなくなったフリーランスのアーティストやスタッフ等への補償・支援を求めた<sup>(96)</sup>。

こうした動きに対して、3月27日には宮田亮平文化庁長官が「文化芸術の灯を消してはなりません」との声明<sup>(97)</sup>を出したが、具体策は提示されず、また3月28日の安倍首相（当時）記者会見でも、税金による損失補填には否定的な考えが示された<sup>(98)</sup>。

## 2 行政による支援

### (1) 政府による支援

令和2年度第1次補正予算（4月30日成立）及び第2次補正予算（6月12日成立）において、政府は様々な文化芸術分野に対する支援策を打ち出した。特に、第2次補正予算には、「文化芸術活動への緊急総合支援パッケージ」として約560億円（一部、スポーツを含む。）が計上され、経済産業省のコンテンツグローバル需要創出促進事業と合わせると、1500億円が文化芸

(91) 日本芸能実演家団体協議会「新型コロナウイルス感染拡大防止によるフリーランスに対する公的支援に関する実態調査」2020.4.19. <[https://www.geidankyo.or.jp/img/news/200419kinkyu\\_research\\_report.pdf](https://www.geidankyo.or.jp/img/news/200419kinkyu_research_report.pdf)>

(92) 「新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に伴う「俳優・声優の活動の影響」に関するアンケート—2020年3月31日22:00～4月7日14:00—」日本俳優連合ウェブサイト <<https://www.nippairen.com/wp-content/uploads/2020/04/cdd18b5ce08ceb5d7d027bb9527e3198.pdf>>

(93) 舞台芸術制作者オープンネットワーク・ケイスリー株式会社「新型コロナウイルスによる芸術文化活動への影響に関するアンケート結果（制作者・制作側）」2020.5.9. <<http://onpam.net/wp-content/uploads/2020/05/%E5%88%B6%E4%BD%9C%E7%89%88%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%E7%B5%90%E6%9E%9C.pdf>>

(94) 「ステージ激減 裏方もピンチ」『朝日新聞』2020.9.9.

(95) 「新型コロナウイルス感染拡大防止による公演の中止等に伴う支援について要望書を提出」2020.3.16. 日本芸能実演家団体協議会ウェブサイト <<https://geidankyo.or.jp/news/2020/03/16/105/>>; 日本クラシック音楽事業協会 前掲注(73); コンサートプロモーターズ協会ほか 前掲注(72); 「舞台芸術関係者に対する適切な補填を求める要請」前掲注(83)

(96) 「文化芸術振興議員連盟、文化芸術の灯を絶やさぬよう政府に提言—文化芸術推進フォーラムも緊急アピール—」『文化芸術』Vol.13, 別刷, 2020.4.6. <[http://ac-forum.jp/wp-content/uploads/2020/04/BunkaGeijutsu\\_13.pdf](http://ac-forum.jp/wp-content/uploads/2020/04/BunkaGeijutsu_13.pdf)>

(97) 「文化芸術に関わる全ての皆様へ [文化庁長官メッセージ]」[2020.3.27]. 文化庁ウェブサイト <[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/sonota\\_oshirase/20032701.html](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20032701.html)>

(98) 「令和2年3月28日安倍内閣総理大臣記者会見」首相官邸ウェブサイト <[http://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/state/ment/2020/0327kaiken.html](http://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/state/ment/2020/0327kaiken.html)>

術分野に投じられたことになる<sup>(99)</sup>。欧米に比べて我が国は文化芸術分野への支援が遅れているとの指摘もあったが<sup>(100)</sup>、第2次補正予算により、金額面では一定規模の支援が実現された<sup>(101)</sup>。

政府による支援の一覧は、文化庁や内閣府のウェブサイトで見ることができる<sup>(102)</sup>。もちろん、文化芸術関係者も、一般的な持続化給付金等の支援策を利用することもできるが、ここでは、文化芸術分野に限った支援策について述べる。

### (i) 第1次補正予算

#### (a) 文化施設の感染症防止対策事業（補助金） 21 億円

劇場・音楽堂等及び博物館の感染症予防対策、空調設備改修、時間制来館者システム設置に対する補助金である<sup>(103)</sup>。劇場、音楽堂では全国 732 の施設に、約 12 億円の補助が行われた<sup>(104)</sup>。

#### (b) 子供のための文化芸術体験の創出事業 13 億円

コロナ禍の影響で中止せざるを得なかった鑑賞教室や子供の文化芸術体験活動を支援する<sup>(105)</sup>。

#### (c) アートキャラバン 13 億円

生徒・アマチュアを含む芸術団体やフリーランスを含む芸術家による公演・展示を全国開催する<sup>(106)</sup>。

#### (d) 中止・延期チケットによる寄附制度

第1次補正予算の成立した4月30日には、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（令和2年法律第25号）も成立した。この法律の第5条により、2月1日から令和3年1月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置により、中止・延期となった文化芸術・スポーツ等のイベントのチケット等を購入していた個人が、その払戻しを受けることを辞退した場合に、辞退した金額のうち年間20万円までについて、他の寄附金控除と同様の税優遇（所得控除又は税額控除）を受けられることになった<sup>(107)</sup>。対象となるイベントは、主催者の申請を受けて、文化庁又はスポーツ庁が審査を行い、文部科学大臣が指定したもので、12月11日現在で1,144本のイベントが指定されている<sup>(108)</sup>。

<sup>(99)</sup> 「激震ライブエンタメ下 地鳴りのような歓声もう一度」『朝日新聞』2020.7.16.

<sup>(100)</sup> 「文化芸術 鈍い政府の支援策」『朝日新聞』2020.4.15.

<sup>(101)</sup> 「文化芸術活動 来月にも支援金」『日本経済新聞』2020.6.29.

<sup>(102)</sup> 「新型コロナウイルス感染症に伴う文化芸術に関する各種支援のご案内」2020.7.10. 文化庁ウェブサイト <[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/sonota\\_oshirase/pdf/202006231400\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/202006231400_01.pdf)>; 「イベント・エンターテインメントに携わる方々への緊急経済支援策」内閣府ウェブサイト <[https://www.cao.go.jp/cool\\_japan/corona/corona.html](https://www.cao.go.jp/cool_japan/corona/corona.html)>

<sup>(103)</sup> 「文化施設の感染症防止対策事業（補助金）」文化庁ウェブサイト <[https://www.bunka.go.jp/shinsei\\_boshu/kobo/92252301.html](https://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/92252301.html)>

<sup>(104)</sup> 「文化施設の感染症防止対策事業 劇場・音楽堂等採択一覧」同上 <[https://www.bunka.go.jp/shinsei\\_boshu/kobo/pdf/92355801\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/pdf/92355801_01.pdf)>

<sup>(105)</sup> 文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室「子供のための文化芸術体験機会の創出事業 募集要項」2020.7, p.1. 文化芸術による子供育成総合事業ウェブサイト <[https://www.kodomogejutsu.go.jp/taiken/dl/r02/soushutu\\_yokou.pdf](https://www.kodomogejutsu.go.jp/taiken/dl/r02/soushutu_yokou.pdf)>

<sup>(106)</sup> 文部科学省「文部科学省 緊急経済対策パッケージ」2020.4.7, p.7. <[https://www.mext.go.jp/content/20200407-mxt\\_kouhou02-000004520-3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200407-mxt_kouhou02-000004520-3.pdf)>

<sup>(107)</sup> 「チケットを払い戻さず「寄附」することにより、税優遇を受けられる制度」文化庁ウェブサイト <[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/sonota\\_oshirase/covid19\\_info/donate.html](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/covid19_info/donate.html)>; 文部科学省「指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除に係るガイドライン」2020.4.30. 同 <[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/sonota\\_oshirase/pdf/202005011800\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/202005011800_04.pdf)>

<sup>(108)</sup> 「チケットを払い戻さず「寄附」することにより、税優遇を受けられる制度」同上

**(ii) 第2次補正予算****(a) 文化芸術・スポーツ活動の継続支援補助金 509億円**

感染拡大の影響により、舞台芸術等の活動自粛を余儀なくされたフリーランスを含む実演家や技術スタッフ、小規模団体（従業員おおむね20人以下）に対して、活動の継続に向けた積極的取組に必要な経費を支援する補助金である<sup>(109)</sup>。

対象となる条件は、音楽・演劇・舞踊・映画・アニメーション、電子機器等を利用した芸術、伝統芸能、大衆芸能の分野（美術、囲碁・将棋等も、個展の開催や公開対局等で、以下①②③の条件に該当する場合には対象となる。）で、①不特定多数に公開することによってチケット収入を上げることが前提とし、②コロナ禍による自粛により大きな損害を受け、③速やかな再開が困難であったり、感染予防対策のため従来の収入が確保できない可能性がある文化芸術活動に携わっているなどの事情があることで、個人の場合は、プロの実演家・技術スタッフ等であること、団体の場合は、その活動により構成員や個人に報酬を支払うものであることとされている。

対象となる取組は、①国内外の観客、参加者等の回復・開拓、②活動の継続・再開のための公演・制作方法等の検討・準備・実施、③雇用契約の明文化等経営ガバナンスの近代化であり、これら及びこれらに併せて行う各種ガイドラインに基づいた感染拡大予防対策の実施に必要な経費が補助される。

支援金額は、標準的な取組を行うフリーランス等個人（A-①）には上限20万円、より積極的な取組を行うフリーランス等個人（A-②）及び小規模団体（B）には上限150万円、共同申請の場合は上限1500万円となっている<sup>(110)</sup>。

この補助金は、規模的に見て支援策の目玉と言えるが、申請が伸び悩んでいると言われる<sup>(111)</sup>。その理由として、手続の分かりにくさ、フリーランスの文化芸術関係者への周知の難しさ、審査にかかる時間の長さなど手続的な問題<sup>(112)</sup>が指摘されているほか、活動の経費の補助であるため、自己資金が必要という仕組み自体に問題があるとも言われている<sup>(113)</sup>。7月10日から9月30日の間に3次にわたって募集が行われたが、第3次募集が終わった時点での申請状況から見た採択額は最大で390億円程度と見られる<sup>(114)</sup>。文化庁では、当初10月31日までであった対象事業の実施期間を、令和3年2月28日までに延長して、追加募集を行った。その結果、新たに（A-①）942件、（A-②）1,088件、（B）134件、共同申請16件の計2,100件への交付が決定された<sup>(115)</sup>。

**(b) 文化芸術収益力強化事業 50億円（第1次補正予算で14億円）**

第1次補正予算の事業を拡充したもので、中・大規模な文化芸術団体（小規模団体も応募可）と博物館が対象である。コロナ後を見据えた新たな市場開拓・事業構造改革の取組等への支援

<sup>(109)</sup> 「文化芸術活動の継続支援事業」文化庁ウェブサイト <[https://www.bunka.go.jp/shinsei\\_boshu/kobo/20200706.html#saitaku](https://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/20200706.html#saitaku)>

<sup>(110)</sup> 同上

<sup>(111)</sup> 「文化芸術への補助金 申請したいけど」『朝日新聞』2020.9.29.

<sup>(112)</sup> 「500億円規模の文化庁芸術家支援、3次募集へ。動画や事務局体制強化で申請訴え」『美術手帖（Web）』2020.9.4. <<https://bijutsutecho.com/magazine/news/headline/22640#.X1QxBTlzdFJ.twitter>>; 「文化庁コロナ補助金 申請伸び悩み」『毎日新聞』2020.9.19, 夕刊.

<sup>(113)</sup> 「文化芸術への補助金 申請したいけど」前掲注<sup>(111)</sup>；「現場目線で支援を図れ」『東京新聞』2020.11.18；「コロナと文化芸術支援 もっと使いやすい制度に」『毎日新聞』2020.11.19.

<sup>(114)</sup> 「文化庁のフリーランス支援、追加の4次募集へ」『美術手帖（Web）』2020.10.7. <<https://bijutsutecho.com/magazine/news/headline/22826#.X30TrVv4unk.twitter>>

<sup>(115)</sup> 「文化芸術活動の継続支援事業」前掲注<sup>(109)</sup>

で、文化芸術団体の具体的な活動例としては、動画等による公演等の収録・配信（ウェブ、ライブビューイングやそれらのアーカイブ化によるコンテンツの充実等）、舞台裏ツアー・役者との交流などの体験コンテンツ（VR活用を含む。）の開発、教育用独自演目の開発が考えられている<sup>(116)</sup>。映像配信に関するものなど、10の事業が採択された<sup>(117)</sup>。

### (c) コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（J-LODlive 補助金） 878 億円

経済産業省が行う施策であり、コロナ禍により日本発のコンテンツの海外展開のプロモーションの機会が失われていることを受け、音楽、演劇等の国内公演の実施及び当該公演の動画の海外向けデジタル配信によって日本発のコンテンツのプロモーションを行う事業に係る費用について補助を行う<sup>(118)</sup>。対象となるのは、2月1日から令和3年1月31日までに予定していた国内外の日本発のコンテンツ（音楽、演劇等のほか、伝統芸能を含む芸能）の公演を延期・中止した法人で、延期・中止となった公演1件について、1件の主催する公演の申請が可能である。補助金額は、1件につき最大5000万円である<sup>(119)</sup>。

### (iii) フリーランスへの給付

文化芸術分野の関係者に多いフリーランスとして働く人に対して給付型支援が行われたのも、今回の一連の支援策で特徴的なことである<sup>(120)</sup>。3月10日に発表された緊急対応策第2弾において、休校に伴い仕事を休まざるを得なくなった保護者への給付にフリーランスが含まれた<sup>(121)</sup>のに続いて、第1次補正予算では、持続化給付金がフリーランスを含めた個人事業主にも支給されることになった<sup>(122)</sup>。フリーランスの中には、税務上の理由で持続化給付金の対象から外れる人もいたが、第2次補正予算では新たに給付対象に加えられた<sup>(123)</sup>。

### (iv) 「Go To イベント」キャンペーン

10月には、経済産業省により、需要喚起策「Go To イベント」キャンペーンも始まった<sup>(124)</sup>。これは、第1次補正予算に「Go To トラベル」、「Go To イート」、「Go To 商店街」とともに1兆6794億円が計上されたGo To キャンペーン事業の一つである<sup>(125)</sup>。文化芸術分野（音楽、演劇、美術館・博物館等）とスポーツ分野で、公募により対象として登録されたイベントのチケットを購入する消費者に対して、1回2,000円を上限として、チケット価格の2割分の割引か、物販若しくは次回以降のチケット購入に利用できるクーポンを付与するものである<sup>(126)</sup>。令和

(116) 「イベント・エンターテインメントに携わる方々への緊急経済支援策」前掲注(10)

(117) 「令和2年度戦略的芸術文化創造推進事業「文化芸術収益力強化事業」採択団体一覧」文化庁ウェブサイト <[https://www.bunka.go.jp/shinsei\\_boshu/kobo/pdf/92491501\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/pdf/92491501_01.pdf)>

(118) 「本補助金について」J-LODlive ウェブサイト <<https://j-lodlive.jp/about/>>

(119) 映像産業振興機構『コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金 J-LODlive 補助金 補助金ご利用の手引き 補助金公募要項 Version8』2020.12.14. <[https://www.vipo.or.jp/u/J-LODlive\\_youkou.pdf?201214b](https://www.vipo.or.jp/u/J-LODlive_youkou.pdf?201214b)>

(120) 北健一「フリーランス支援を国に要請—文化、芸術、スポーツの支え手を守れ—」『月刊労働組合』675号、2020.5、p.24.

(121) 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—（概要）」首相官邸ウェブサイト <[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_2nd\\_emergency\\_response\\_summary.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_2nd_emergency_response_summary.html)>

(122) 「「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の変更について」（令和2年4月20日閣議決定）pp.21-23. 内閣府ウェブサイト <[https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200420\\_taisaku.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200420_taisaku.pdf)>

(123) 「フリーランスの対象拡大 文化芸術にも支援」『日本経済新聞』2020.6.10.

(124) Go To イベント事務局ウェブサイト <<https://gotoevent.go.jp/>>

(125) 経済産業省「令和2年度補正予算事業の概要（PR資料）」2020.4. <[https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2020/hosei/pdf/hosei\\_yosan\\_pr.pdf](https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei_yosan_pr.pdf)>

(126) 商務・サービスグループ「Go To イベント事業について」2020.9. 経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/covid-19/goto-event/pdf/info.pdf>>

3年1月31日までに実施されるイベントが対象である<sup>(127)</sup>。

## (2) 地方自治体による支援

政府とは別に各地方自治体も、コロナ禍の影響で、公演が中止・延期になったり、活動の場を制限されたために収入の減少が見込まれる、域内の文化・芸術関係の団体、個人に対して支援を行っている。

6月17日時点での支援策をまとめたものが内閣府のウェブサイトに掲載されている<sup>(128)</sup>。これを見ると、文化庁の文化芸術収益力強化事業のように、無観客配信の取組や施設の感染防止対策に対する補助が多く、既に募集期間は終わっているものが多い。

現在も継続中の助成の例として、福岡県北九州市の「文化芸術活動再開支援助成金」がある。これは、ホール、劇場、ライブハウス等での無観客公演を含む舞台公演事業に対し、施設使用料の50%を助成（1日当たりの上限50万円）するものである<sup>(129)</sup>。また、新潟県新潟市は、事業経費の助成を行ったほか<sup>(130)</sup>、施設使用料の補助<sup>(131)</sup>や、市のホールである「りゅーとびあ新潟市民芸術文化会館」を活用して公演の場を提供するなど多面的な支援を継続している<sup>(132)</sup>。ほかに、自治体の文化施設の使用料の割引（埼玉県和光市）<sup>(133)</sup>、民間文化施設について地元住民のチケット代を負担するといった施策（鳥取県鳥取市）<sup>(134)</sup>も行われている。

## 3 諸外国における支援

コロナ禍により文化芸術分野が被った打撃に対して、諸外国も様々な規模・手段の支援を行っている。ここでは、特に積極的な支援の様子が伝えられている欧州の3か国（ドイツ・英国・フランス）について、その支援内容を見ていくことにする。

### (1) ドイツ

ドイツでは、文化芸術分野への支援の積極的な姿勢が、政治家のメッセージによりアピールされている。アンゲラ・メルケル（Angela Merkel）首相は、5月9日の会見で、幅広く多彩な文化的環境を存続させることを連邦政府は最優先課題としていると述べた<sup>(135)</sup>。また、ドイツ

(127) 「需要喚起キャンペーン事業（Go To イベント事業）チケット販売事業者等向け 公募要領 ①販売受託事業者用 第1.4版」2020.11.25, p.7. Go To イベント事務局ウェブサイト <<https://gotoevent.go.jp/assets/pdf/ticket-seller.pdf>> 実例として、「<最大20%OFF>新国立劇場の舞台をお得に観よう！ Go To イベントキャンペーンのご案内」2020.12.3. 新国立劇場ウェブサイト <[https://www.nntt.jac.go.jp/release/detail/23\\_019054.html](https://www.nntt.jac.go.jp/release/detail/23_019054.html)>

(128) 「地方自治体の取組」内閣府ウェブサイト <[https://www.cao.go.jp/cool\\_japan/corona/chihou/chihou.html](https://www.cao.go.jp/cool_japan/corona/chihou/chihou.html)>

(129) 「北九州市文化芸術活動再開支援助成金のご案内」2020.8.1. 北九州市ウェブサイト <<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shimin/26501386.html>>

(130) 「新潟市企画提案型文化芸術イベント支援事業」2020.12.1. 新潟市ウェブサイト <[https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/bunka\\_covid19/kikakuteian.html](https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/bunka_covid19/kikakuteian.html)>

(131) 「文化施設等利用促進支援事業補助金」2020.11.24. 同上 <[https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/bunka\\_covid19/riyousokushin.html](https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/bunka_covid19/riyousokushin.html)>

(132) 「文化芸術活動再開に向けたモデル公演」2020.10.15. 同上 <[https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/bunka\\_covid19/modelconcert.html](https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/bunka_covid19/modelconcert.html)>; 「りゅーとびあ☆夢ステージ～新しい生活様式で活動再開～」2020.12.14. 同 <[https://www.city.niigata.lg.jp/smph/kanko/bunka/bunka\\_covid19/yumestage.html](https://www.city.niigata.lg.jp/smph/kanko/bunka/bunka_covid19/yumestage.html)>

(133) 「大ホール特別利用料金企画「ハーフ & ハーフ」のご案内（更新）」2020.10.9. 和光市民文化センターウェブサイト <<http://www.sunazalea.or.jp/news/detail.cgi?category=news&key=20200715135109>>

(134) 「鳥取市文化芸術活動緊急応援キャンペーンー地元の美術館・劇場に行こう！ー」2020.10.7. 鳥取市ウェブサイト <<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1599178545662/index.html>>

(135) 「芸術支援は最優先事項。ドイツ・メルケル首相が語った「コロナと文化」『美術手帖（Web）』2020.5.16. <<https://bijutsutecho.com/magazine/news/headline/21933>>

の救済パッケージで特徴的なフリーランスや芸術家、個人事業者への支援について、モニカ・グリッターズ（Monika Grütters）文化相の、「アーティストは必要不可欠で重要な存在」であるという発言が注目を集めた<sup>(136)</sup>。

ドイツでは、文化産業は2018年に1055億ユーロ<sup>(137)</sup>（約12兆6600億円）を生産した重要な産業と認識されており、3月から5月のコロナ禍による約8万件の文化イベントの中止により125億ユーロ（約1兆5000億円）の損失が見込まれている<sup>(138)</sup>。

3月23日の時点で、ドイツ連邦政府は、コロナ禍に対応する経済対策の一環として、総額500億ユーロ（約6兆円）規模の中小企業・フリーランス向けの支援策を打ち出した。文化芸術分野もこの支援の対象とされ、事業者の規模に応じて3か月で9,000～15,000ユーロ（約110万～180万円）が助成されるほか、30,000ユーロ（約360万円）以上の融資による支援が行われることとなった<sup>(139)</sup>。

また、4月末には、連邦政府が資金を援助する文化機関が開催する公演に出演予定だったフリーランスの出演者の報酬について、政府がその4～6割を支払うことが決定された<sup>(140)</sup>。

さらに、6月3日に連立政権で合意された総額1300億ユーロ（約15兆6000億円）規模の景気刺激策では、そのうち10億ユーロ（約1200億円）以上が文化芸術支援に配分されることになり、この資金は、文化芸術施設再開のための環境整備（約300億円）や、民間の文化施設や文化プロジェクトの活動再開支援（約540億円）、デジタルコンテンツの整備（約180億円）などに充てられることとなっている<sup>(141)</sup>。

なお、ドイツでは、文化政策は地域主権が原則である<sup>(142)</sup>。多くの州が文化・クリエイティブ産業のための具体的な支援プログラムや施策を採択しているが、これらのプログラムは、補償過剰にならない限り、連邦政府の援助に加えて利用することができる<sup>(143)</sup>。

## (2) 英国

3月24日、イングランドの文化芸術の助成機関であるアーツ・カウンシル・イングランド（ACE）は、総額1億6000万ポンド<sup>(144)</sup>（224億円）規模の支援策を発表した。このうち9000

<sup>(136)</sup> “Bundesregierung beschließt Soforthilfe – Grütters: „Rettungsschirm für den Kulturbereich“,” 2020.3.23. Presse- und Informationsamt der Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/bundesregierung/staatsministerin-fuer-kultur-und-medien/aktuelles/bundesregierung-beschliesst-soforthilfe-gruetters-rettungsschirm-fuer-den-kulturbereich--1733612>>; モーゲンスタン陽子「ドイツ政府「アーティストは必要不可欠であるだけでなく、生命維持に必要なのだ」大規模支援」『Newsweek 日本版』2020.3.20. <<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2020/03/post-92928.php>>

<sup>(137)</sup> 本稿では、1ユーロを120円に換算する。

<sup>(138)</sup> 「3/11 ドイツ文化大臣「フリーランスの芸術家への無制限の支援」を言明」『JAZZ TOKYO』Current Issue No.270, 2020.3.24. <<https://jazztokyo.org/news/post-50875/>>; “Coronavirus - Kulturstaatsministerin verspricht Kultureinrichtungen und Künstlern Unterstützung - Grütters: „Auf unverschuldete Notlagen und Härtefälle reagieren“,” 2020.3.11. Presse- und Informationsamt der Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/bundesregierung/staatsministerin-fuer-kultur-und-medien/aktuelles/coronavirus-kulturstaatsministerin-verspricht-kultureinrichtungen-und-kuenstlern-unterstuetzung-gruetters-auf-unverschuldete-notlagen-und-haertefaelle-reagieren--1729916>>

<sup>(139)</sup> 藤井慎太郎「コロナウイルス時代の芸術。いま、何がなされるべきか?」『美術手帖 (Web)』2020.4.4. <<https://bijutsutecho.com/magazine/insight/21623>>

<sup>(140)</sup> 「芸術は「産業」保護厚い欧州」『朝日新聞』2020.5.27.

<sup>(141)</sup> 「ドイツ政府、文化支援に1200億円を追加。「ニュースタートカルチャー」とは何か?」『美術手帖 (Web)』2020.6.5. <<https://bijutsutecho.com/magazine/news/headline/22080>>

<sup>(142)</sup> 林立騎「「文化」への対抗形式を求めて」『悲劇喜劇』73(5), 2020.9, pp.33-35.

<sup>(143)</sup> 糸川麻里生「ドイツの文化・芸術業界の救済策、その後—گریッターズ文化大臣の具体策—」『JAZZ TOKYO』Current Issue No.271, 2020.4.3. <<https://jazztokyo.org/news/post-51270/>>

<sup>(144)</sup> 本稿では、1ポンドを140円に換算する。

万ポンド（126億円）は既にACEの助成金を受けて運営されているナショナル・シアターなどの団体向けに、5000万ポンド（70億円）（一団体当たり上限3,500ポンド（49万円））はそれ以外の団体向けに、2000万ポンド（28億円）（一人当たり上限2,500ポンド（35万円））は文化・クリエイティブ産業に従事する個人向けとなっている<sup>(145)</sup>。

さらに、7月5日には、英国政府は再開のめどが立たない劇場やコンサートホール、美術館などの文化施設の救済を目的として15億7000万ポンド（約2200億円）の支援策を発表し、文化施設に対して補助金の支払や融資が行われることになった<sup>(146)</sup>。

また、フリーランス、個人事業主への支援も充実している。3月26日に政府が発表した個人事業主への支援策は、月額2,500ポンド（35万円）を上限として、過去3年の平均月収の80パーセントを3か月間給付し、その予算は3500億ポンド（約49兆円）となっている。このほか、税の軽減、家賃補助など様々な支援策が提供されている<sup>(147)</sup>。当初3か月の期間であったこの措置は、10月末まで延長された<sup>(148)</sup>。

### (3) フランス

フランスでは、3月17日に外出制限が始まったが、その翌日の18日にフランス文化省は総額2200万ユーロ（約26億円）の文化芸術支援策を発表した。内容は、映画館の入場料税の猶予、不安定な立場の音楽関係者への支援基金、民間劇場への緊急支援などである<sup>(149)</sup>。

3月25日には、文化芸術関係者を含む小規模事業者・個人事業者向けの総額10億ユーロ（約1200億円）規模の支援（各事業者に1,500ユーロ（約18万円）を支給する。）が打ち出された<sup>(150)</sup>。この他にも、公共料金や税の支払猶予の措置が取られた<sup>(151)</sup>。

さらに、5月8日にエマニュエル・マクロン（Emmanuel Macron）大統領が発表した新たな芸術家支援策には、自治体等による30歳未満のアーティストへの業務発注、小規模フェスティバルへの助成、撮影が中断されたドラマや映画のための支援基金の設立などが盛り込まれた<sup>(152)</sup>。

また、フランスにはフリーの舞台芸術と視聴覚産業（映画やテレビ）の労働者を保護するアンテルミタン（intermittent du spectacle）という失業手当の制度があり、過去に一定の労働実績があれば、契約が切れた期間に失業手当が支払われる。3月28日の支援策にはこの手当の支給条件の緩和と支給期間の延長も盛り込まれたが、さらに5月8日の支援策により2021年8

(145) 菅野幸子「論説：イギリスのパンデミック文化政策。フリーランサーを重視する理由」『美術手帖（Web）』2020.5.25. <<https://bijutsutecho.com/magazine/insight/21986>>; 秋島百合子「イギリス政府の手厚い助成」『悲劇喜劇』73(5), 2020.9, pp.36-37.

(146) 「イギリス政府、劇場やコンサートホールなどに約2100億円支援へ コロナ禍で危機的状況」『BBC News Japan』2020.7.6. <<https://www.bbc.com/japanese/53303427>>; “Coronavirus: Emergency money for culture ‘won’t save every job’.” BBC News website <<https://www.bbc.com/news/entertainment-arts-53302415>>

(147) 菅野 前掲注(145)

(148) 秋島 前掲注(145)

(149) 藤井慎太郎「遅れ際立つ日本。世界各国の文化支援策まとめ」『美術手帖（Web）』2020.4.1. <<https://bijutsutecho.com/magazine/news/headline/21598>>

(150) 藤井 前掲注(139)

(151) “Etat d’urgence sanitaire Covid-19: le ministre de la Culture présente un premier plan d’action en faveur des artistes-auteurs,” 2020.3.25. Ministère de la Culture website <<https://www.culture.gouv.fr/Presse/Communiqués-de-presse/Etat-d-urgence-sanitaire-Covid-19-le-ministre-de-la-Culture-presente-un-premier-plan-d-action-en-faveur-des-artistes-auteurs>>

(152) 「芸術支援を本格化 仏、自治体→若手へ業務発注 独、企業に104万円を一括給付」『毎日新聞』2020.5.15; “Déclaration de M. Emmanuel Macron, président de la République, sur les premières orientations du plan de soutien pour la culture, secteur durement touché par la crise sanitaire provoquée par le covid-19, en visioconférence, à Paris le 6 mai 2020,” 2020.5.13. Vie Publique website <<https://www.vie-publique.fr/discours/274308-emmanuel-macron-06052020-plan-culture-crise-sanitaire-covid>>

月 31 日までの期間の延長が行われた<sup>(153)</sup>。

9 月にも舞台芸術（ライブ・パフォーマンス）部門などへの約 4 億 2600 万ユーロ（約 511 億円）の支援が行われた<sup>(154)</sup>。

フランス国内の感染状況の悪化を受けて、10 月 17 日に夜間外出禁止措置が再開されると、10 月 22 日には舞台芸術（ライブ・パフォーマンス）に約 8500 万ユーロ（約 102 億円）（音楽系舞台芸術に 5500 万ユーロ、非音楽系舞台芸術に約 2000 万ユーロの支援のほか、アーティスト、技術者のための緊急基金など）、映画に約 3000 万ユーロ（約 36 億円）（映画鑑賞券販売業者への国によるチケット代補填など）の追加支援が発表された<sup>(155)</sup>。

## おわりに

本稿執筆時の 11 月末時点、我が国では、演劇・音楽公演は常態に復しつつあり、映画も大ヒット作が登場して<sup>(156)</sup>、客足は戻ったように見える。しかし、感染者数は増加傾向にあり、関係者の感染による休演も後を絶たず<sup>(157)</sup>、予断を許さない状況である。12 月 11 日の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言を受けて、「Go To イベント」キャンペーン（Ⅲ2 (1) (iv)) は、12 月 28 日から令和 3 年 3 月 11 日までの間“フィジカル”に開催されるイベントについて対象チケットの新規販売が停止された<sup>(158)</sup>。

コロナ禍により、文化芸術・エンタテインメント分野が経験した危機は、この分野への支援の在り方を改めて論議する契機になった。例えば、現在の我が国の助成においては、個々の公演の赤字を補填する「事業助成」が中心であり、諸外国のような「団体助成」が行われないことが、既存の文化・芸術団体の弱体化を招いたという指摘もある<sup>(159)</sup>。危機に際しても持続可能な文化活動を行えるような政策のための議論が必要とされていると言えるだろう。

（はやし まさき）

<sup>(153)</sup> 藤井慎太郎「芸術文化から見たコロナ禍とフリーランスの課題」『都市問題』111(8), 2020.8, pp.40-41; 堀切克洋「文化モデルの将来のために—フランスにおける〈コロナ危機〉対応から—」『悲劇喜劇』73(5), 2020.9, pp.38-39; Sabina Issehnane et Wided Merchaoui, “Trajectoires des intermittents du spectacle indemnifiés,” 2020.4. CNM-IRMA website <[https://www.irma.asso.fr/IMG/pdf/cc-2020-4\\_trajectoires\\_des\\_intermittents\\_du\\_spectacle\\_indemnise\\_s.pdf](https://www.irma.asso.fr/IMG/pdf/cc-2020-4_trajectoires_des_intermittents_du_spectacle_indemnise_s.pdf)>

<sup>(154)</sup> 「フランス政府が文化セクターに 2500 億円の追加援助。文化遺産修復や美術館支援に重点」『美術手帖 (Web)』2020.9.12. <<https://bijutsutecho.com/magazine/news/headline/22688>>

<sup>(155)</sup> 「カステックス首相ほか関係大臣による新型コロナウイルス対策強化の発表」在フランス日本国大使館ウェブサイト <<https://www.fr.emb-japan.go.jp/files/100109431.pdf>>; “Dispositifs de soutien aux acteurs du monde de la culture dans le contexte du renforcement des mesures sanitaires et de l’instauration d’un couvre-feu,” 2020.10.23. Ministère de la Culture website <<https://www.culture.gouv.fr/Presse/Communiqués-de-presse/Dispositifs-de-soutien-aux-acteurs-du-monde-de-la-culture-dans-le-contexte-du-renforcement-des-mesures-sanitaires-et-de-l-instauration-d-un-couvre-feu>>

<sup>(156)</sup> 「映画『鬼滅の刃』興収 200 億円超え 国内歴代 5 位」『日経 MJ』2020.11.11.

<sup>(157)</sup> 「劇場出演者ら 15 人感染確認 日比谷」『読売新聞』2020.11.21; 「歌舞伎俳優感染 第 2 部公演中止 東京・国立劇場」『毎日新聞』2020.11.23.

<sup>(158)</sup> ただし、オンライン開催のイベントについては、キャンペーンの対象となる。「年末年始における Go To イベント事業の取扱いについて」2020.12.17. 経済産業省 Go To イベント事務局ウェブサイト <<https://gotoevent.go.jp/info/info05.html>>

<sup>(159)</sup> 瀬崎久美子「どうする新型コロナ後の文化振興策」『日本経済新聞』2020.5.3.